

青梅市病院事業企業職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

新病院の開院に伴い、医療の質の更なる向上を図るため、病院事業企業職員の定数を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市病院事業企業職員定数条例の一部を改正する条例

青梅市病院事業企業職員定数条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「786人」を「953人」に改める。

付 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。